

お客様各位

サムコ株式会社

UV-1 の処分方法

当社UVオゾンクリーナー 型式UV-1を廃棄される場合にご留意いただく事項について、以下の通りお知らせいたします。お客様におかれましては、廃棄物処理業者にご確認の上、産業廃棄物として適正に処理いただきますようお願い申し上げます。なお、当社では、処分する装置の引き取りは行っておりません。

1. UV ランプボックス：水銀使用製品産業廃棄物（参考写真A）

UV ランプとして低圧水銀ランプを使用しており、そのガラス管の内部に水銀 (Hg) を含んでいます。低圧水銀ランプは、UV ランプボックスごと取り外し、**水銀使用製品産業廃棄物**に該当することを廃棄物処理業者に伝えてお引き渡しください。UV ランプボックスは、留め金とケーブルを外せば取り外すことができます。

2. 飛散性アスベストを含む本体：特別管理産業廃棄物（参考写真B）

製造年月 1998 年 4 月以前(シリアル製造番号 895 番まで)の装置は飛散性アスベストを使用しています。UV ランプボックス以外の装置本体は解体せずに**特別管理産業廃棄物（廃石綿等）**に該当することを廃棄物処理業者に伝えてお引き渡しください。

※ 飛散性アスベストは装置のケース内に密閉されていますので、通常の使用において飛散する心配はありません。

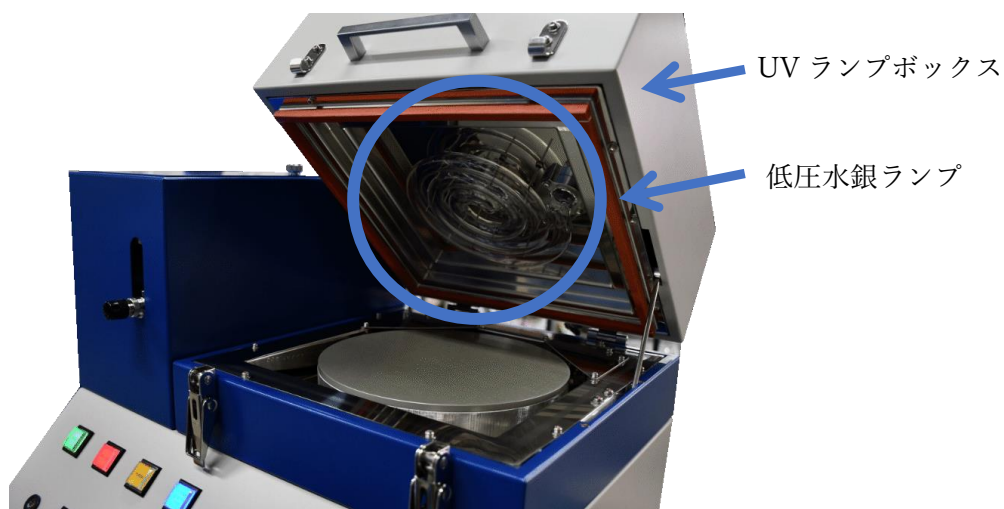
3. 飛散性アスベストを含まない本体：混合産業廃棄物

製造年月 1998 年 6 月以降(シリアル製造番号 969 番から)の装置は飛散性アスベストを使用していません。UV ランプボックス以外の装置本体は解体せずに**混合産業廃棄物**に該当することを廃棄物処理業者に伝えてお引き渡しください。

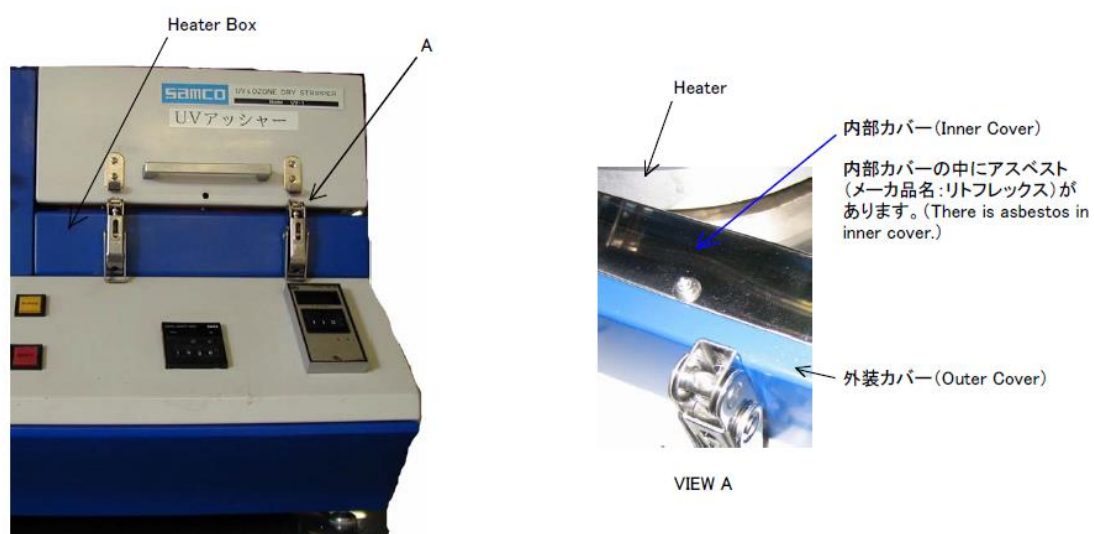
製造年月 1998 年 4 月以前の装置 (シリアル製造番号 895 番まで)	製造年月 1998 年 6 月以降の装置 (シリアル製造番号 969 番から)
1. UV ランプボックス (写真 A) 水銀使用製品産業廃棄物	1. UV ランプボックス (写真 A) 水銀使用製品産業廃棄物
2. アスベストを含む本体(写真 B) 特別管理産業廃棄物	3. アスベストを含まない本体 混合産業廃棄物

参考写真

A) 水銀使用製品産業廃棄物：低圧水銀ランプ



B) 特別管理産業廃棄物：UV ランプボックスの下にある断熱材（リトフレックス）



以上

<お問い合わせ先>

当社 HP「[その他のお問い合わせ](#)」フォームにご入力の上、お問い合わせください。